

土 地 評 價 業 務 处 理 要 領

(総 則)

第1条 この要領は、土地評価業務（以下「評価業務」という。）に適用するものとする。

(評価業務の内容)

第2条 評価業務の内容は、次の各号に定める業務とする。

- 一 標準地評価調書（案）の作成に関する業務
- 二 取得地比準調書（案）の作成に関する業務
- 三 残地補償金算定調書（案）の作成に関する業務
- 四 比準価格の調整に関する調書の作成に関する業務

(標準地評価調書（案）作成)

第3条 標準地評価調書（案）の作成業務は、石川県土木部所管の公共事業の施行に伴う損失補償基準（昭和52年2月15日石川県訓令第2号）、石川県土木部所管の公共事業の施行に伴う損失補償基準の運用方針（平成12年2月4日監第1340号部長通知。以下「運用方針」という。）、土地評価事務処理要領及び土地評価事務処理細則（昭和62年3月16日監発第56号土木部長通知）並びにその他調査職員の指示する関係諸規定（以下「土地評価関係規程」という。）に基づき、次の各号に掲げる業務について行うものとする。

- 一 用途地域及び同一状況地域の区分
 - 二 同一状況地域に係る標準地の選定
 - 三 取引事例等土地評価資料の選定及び調査
 - 四 標準地の評価
 - 五 標準地評価調書（案）の作成
- 2 受注者は、前項の業務（ただし、標準地の鑑定評価については、発注者が徴するものとする。）を行うにあたっては、調査職員と協議して実施するものとする。
- 3 標準地評価調査書（案）の作成に係る様式は、別紙様式第1号から別紙様式第7号のとおりとする。

(取得地比準調書（案）の作成)

第4条 取得地比準調書（案）の作成業務は、土地評価関係規定に基づき、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- 一 取得地の個別的要因の調査及び分析
 - 二 取得地の標準地に対する個別的要因格差率による比準価格の算定
 - 三 取得地比準調書（案）作成
- 2 受注者は、前項の業務を行うにあたっては、あらかじめ調査職員と取得地に係る地域の種別、標準地の

個別的要因及びその他必要な事項について協議して実施するものとする。

3 取得地比準調書（案）の作成に係わる様式は、別紙様式第8号から別紙様式第9号のとおりとする。

（残地補償金算定調書（案）作成）

第5条 残地補償金算定調書（案）の作成事務は、土地評価関係規定に基づき、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- 一 残地の個別的要因の調査及び分析
- 二 残地価格の算定
- 三 残地補償金算定調書（案）の作成

2 受注者は、前項の業務を行うにあたっては、あらかじめ調査職員と残地に係る個別的要因及びその他必要な事項について協議して実施するものとする。

この場合において、運用方針第46に定める残地売却損率表の「必要となる早急性の程度」の適用については、調査職員の指示を受けるものとする。

3 残地補償金算定調査書（案）の作成に係わる様式は、別紙様式第10号から別紙様式第11号のとおりとする。

（比準価格の調整に関する調査作成）

第6条 比準地価格の調整に関する調査の作成業務は、土地等の取得等を行うにあたり発注者の判断により基準地から比準した取得地の比準価格を調整して算定する業務で、調査職員の指示をうけて実施するものとする。

2 比準価格の調整に関する調査の作成に係る様式は、別紙様式第12号から別紙様式第13号のとおりとする。